令和６年度三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和６年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱（令和６年告示第　号。以下「解体促進要綱」という。）に規定する補助対象者がその資金を金融機関から借り入れる場合に予算の範囲内においてその利子を補助することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和３８年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

（１）　解体促進要綱の補助対象者

（２）　予算上の理由により前号に該当しなかった者

２　この要綱による補助金は解体促進要綱第４条第６号の対象外とし、解体促進要綱に基づく補助金と併せて受領することができる。

（対象工事費等）

第３条　この補助事業において対象となる工事費等は、解体促進要綱第５条に規定する補助対象工事費等とする。

（補助額の算定方法）

第４条　補助金の額は、補助対象工事等から解体促進要綱に基づき交付された補助金を控除した額を上限額とした借入額に対する金銭消費貸借契約締結に係る支払利子額（保証料を含む。）とする。ただし、当該金銭消費貸借契約の利率が年２パーセントを超える場合は、年２パーセントの利率として算出した額とする。

２　補助の期間は、初回返済日の属する月から起算して連続する５年間とする。

（交付の申請）

第５条　この補助金の交付を新たに受けようとする者は、三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金交付申請書【初年度用】（様式第１号）に次の各号に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　解体ローン借入予定計画書（様式第１－１号）

（２）　第２条第１項第１号に該当する者にあっては、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付決定通知書の写し

（３）　第２条第１項第２号に該当する者にあっては、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金を交付しない旨の通知書の写し

（４）　その他町長が必要とする書類

２　前年度以前にこの補助金の交付を受け、引き続きこの補助金の交付を受けようとする者は、三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金交付申請書【次年度以降用】（様式第２号）に償還予定表の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第６条　町長は、前条に規定する申請を受理したときは、規則第６条の規定により当該申請内容の審査等を行った上で決定し、三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）、又は三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、３月末日までに三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金実績報告書（様式第５号）に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　解体ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し

（２）　償還予定表の写し

（３）　償還予定表どおりに返済したことを確認ができる書類

（補助金交付額の確定）

第８条　町長は、前条の報告があった場合において、規則第１５条の規定による審査等により補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金交付額を確定し、三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金額確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第９条　前条により補助金交付額の確定を受けた者は、補助金交付額の確定後、三川町空き家解体資金利子補給事業費補助金交付請求書（様式第７号）により、速やかに町長に補助金の交付を請求しなければならない。

２　町長は、前項の請求があったときは、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。